

平成 2 7 年度奈良市病院事業会計
補正予算（第 1 号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用				843,700	34,841	878,541	
	1. 医業費用			725,401	5,153	730,554	
		2. 経 費		426,682	5,153	431,835	
			貸倒引当金繰入額	0	5,153	5,153	
	3. 看護師養成事業費用			101,800	0	101,800	
		1. 看護師養成費		101,800	0	101,800	
			職員手当	13,327	△ 2,543	10,784	
			委託料	66,813	2,543	69,356	
	4. 特別損失			0	29,688	29,688	
		1. 過年度損益修正損		0	29,688	29,688	
			過年度損益修正損	0	29,688	29,688	
	5. 予 備 費			1,500	0	1,500	
		1. 予 備 費		1,500	0	1,500	
			予 備 費	1,500	0	1,500	

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2 引当金の計上方法

(3) 未収債権の不納欠損による損失に備えるため、回収実績額等により、回収不能見込額を計上している。

平成 2 7 年度奈良市水道事業会計 補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 2 7 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 2 7 年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 水 道 事 業 収 益	8,960,000千円	24,693千円	8,984,693千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,266,369千円	24,693千円	1,291,062千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 水 道 事 業 費 用	8,211,612千円	△127,414千円	8,084,198千円
第 1 項 営 業 費 用	7,471,176千円	△127,414千円	7,343,762千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 2, 5 8 4, 0 0 0 千円」を「不足する額 2, 6 0 5, 6 0 6 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 7 0 7, 7 6 8 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 8 5 6, 1 8 4 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 1, 1 6 0, 4 9 0 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 1, 0 3 3, 6 8 0 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	4,136,000千円	21,606千円	4,157,606千円
第 1 項 施 設 整 備 事 業 費	551,461千円	△389千円	551,072千円
第 2 項 施 設 費	1,398,541千円	2,968千円	1,401,509千円

第3項 配水施設改良費	665,381千円	19,027千円	684,408千円
-------------	-----------	----------	-----------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,717,178千円	△105,808千円	1,611,370千円

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成 27 年度 奈良市水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画
2. 平成 27 年度 奈良市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第 2 号）
3. 平成 27 年度 奈良市水道事業給与費明細書（第 2 号）
4. 平成 27 年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第 2 号）
5. 平成 27 年度 奈良市水道事業会計補正予算（第 2 号）参考書

平成27年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業収益			8,960,000	24,693	8,984,693	
	2.営業外収益		1,266,369	24,693	1,291,062	
		2.他会計負担金	14,738	24,693	39,431	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業費用			8,211,612	△127,414	8,084,198	
	1.営業費用		7,471,176	△127,414	7,343,762	
		1.原水及び浄水費	2,274,927	△41,761	2,233,166	
		2.配水費	455,717	△7,645	448,072	
		3.給水費	196,982	△17,521	179,461	
		4.施設管理費	573,269	△20,425	552,844	
		5.受託工事費	26,245	281	26,526	
		6.業務費	432,503	△51,575	380,928	
		7.総係費	798,877	11,232	810,109	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.資 本 的 支 出			4,136,000	21,606	4,157,606	
	1.施設整備事業費		551,461	△ 389	551,072	
		1. 配水施設整備費	551,461	△ 389	551,072	
	2.施 設 費		1,398,541	2,968	1,401,509	
		1. 配 水 施 設 費	96,802	5,632	102,434	
		2. 施 設 費	1,301,739	△ 2,664	1,299,075	
	3.配水施設改良費		665,381	19,027	684,408	
		1. 配水施設改良費	425,121	5,431	430,552	
		2. 受託配水管改良費	240,260	13,596	253,856	

平成27年度奈良市水道事業補正予定 キャッシュ・フロー計算書（第2号）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	865,985
減価償却費	2,651,996
引当金の増減額（△は減少）	46,804
長期前受金戻入額	△ 1,136,600
受取利息	△ 1,760
支払利息	255,508
ダム負担金利息	150,596
固定資産除却損	60,660
未収金の増減額（△は増加）	△ 254
前払金の増減額（△は増加）	26,130
未払金の増減額（△は減少）	△ 70,574
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 144,889
その他流動資産の増減額（△は増加）	<u>△ 10</u>
小計	2,703,592
利息の受取額	1,760
利息の支払額	<u>△ 406,104</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,299,248

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,631,508
負担金による収入	479,182
分担金による収入	<u>278,317</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,874,009

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	750,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 898,625
長期割賦金の償還による支出	△ 564,513
他会計貸付金償還による収入	<u>20,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 693,138

資金減少額	267,899
資金期首残高	<u>2,798,618</u>
資金期末残高	2,530,719

平成27年度奈良市水道事業給与費明細書（第2号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	128 [22]	549,983	637,755	1,187,738	190,613	1,378,351
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		29	105,500	88,636	194,136	38,883	233,019
	合 計	1	157 [22]	655,483	726,391	1,381,874	229,496	1,611,370
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	128 [22]	620,264	676,577	1,296,841	208,924	1,505,765
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		29	95,722	82,428	178,150	33,263	211,413
	合 計	1	157 [22]	715,986	759,005	1,474,991	242,187	1,717,178
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員			△ 70,281	△ 38,822	△ 109,103	△ 18,311	△ 127,414
	資 本 勘 定 支 弁 職 員			9,778	6,208	15,986	5,620	21,606
	合 計			△ 60,503	△ 32,614	△ 93,117	△ 12,691	△ 105,808

[] 内は再任用職員の外数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳														
区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外 勤 務	期 末	勉 勤	管理職員 特別勤務	特 例 一時金	児 童	退 職 給付費
補正後		30,107	22,039	72,390	12,110	22,511	400	60,861	177,687	110,958	503		14,030	202,795
補正前		29,611	24,800	78,159	14,809	25,606	2,300	60,861	191,880	111,909	900		15,375	202,795
比 較		496	△2,761	△5,769	△2,699	△3,095	△1,900	0	△14,193	△951	△397		△1,345	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△60,503	給与改定に伴う増減分	1,667	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△62,170	
手 当	△32,614	給与改定に伴う増減分	11,680	期末手当 483 勤勉手当 6,955 その他 4,242
		その他の増減分	△44,294	退職給付費 0 その他 △44,294

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平成28年1月1日現在	平均給料月額(円)
	322,484
	平均給与月額(円)
平成27年10月1日現在	423,970
	平均年齢(歳)
	41.10
平成27年10月1日現在	平均給料月額(円)
	317,835
	平均給与月額(円)
平成27年10月1日現在	424,844
	平均年齢(歳)
	41.7

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度(円)
平成28年1月1日	高 校 卒	149,000
	短 大 卒	160,200
	大 学 卒	183,300
		同 左

(3) 級別職員数 [] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成 28 年 1 月 1 日現在	1	6	3.8
	2	36	22.8
	3	13 〔18〕	8.3 〔100.0〕
	4	24	15.3
	5	41	26.1
	6	18	11.5
	7	7	4.5
	8	10	6.4
	9	2	1.3
	10		
平成 27 年 10 月 1 日現在	計	157 〔18〕	100.0 〔100.0〕
	1	6	8.3
	2	36	24.9
	3	13 〔19〕	4.1 〔100.0〕
	4	24	14.2
	5	41	27.2
	6	18	10.1
	7	7	3.5
	8	10	6.5
	9	2	1.2
	10		
	計	157 〔19〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
分	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分				一 般 職			
補 正 後	職 員 数			(A)	(人)	1 5 7	
	昇給に係る職員数			(B)	(人)	1 4 2	
	号 給 数 別 内 訳			1号給	(人)		
				2号給	(人)		
				3号給	(人)	7	
				4号給	(人)	1 3 5	
	比 率 (B) / (A)					9 0 . 4	
補 正 前	職 員 数			(A)	(人)	1 5 7	
	昇給に係る職員数			(B)	(人)	1 4 2	
	号 給 数 別 内 訳			1号給	(人)		
				2号給	(人)		
				3号給	(人)	7	
				4号給	(人)	1 3 5	
	比 率 (B) / (A)					9 0 . 4	

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.03
支給対象職員の比率（平成28年1月1日現在）	(%)	45.86
代表的な特殊勤務手当の名称	現場処理作業手当、有害物等取扱業務手当	

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1.975 〔1.00〕	2.225 〔1.20〕	4.20 〔2.20〕	有	
補 正 前	1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	
一般会計の制度	1.975 〔1.00〕	2.225 〔1.20〕	4.20 〔2.20〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成27年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第2号）

（平成28年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		4,055,453	
ロ 建 物	4,144,758		
減価償却累計額	△ 1,756,565	2,388,193	
ハ 構 築 物	76,630,427		
減価償却累計額	△ 38,152,093	38,478,334	
ニ 機 械 及 び 装 置	16,994,492		
減価償却累計額	△ 11,989,027	5,005,465	
ホ 車 両 運 搬 具	92,328		
減価償却累計額	△ 79,438	12,890	
ヘ 器 具 備 品	151,274		
減価償却累計額	△ 113,027	38,247	
ト 建 設 仮 勘 定		825,647	
有 形 固 定 資 産 合 計			50,804,229
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権		21,191,267	
ロ その他無形固定資産		1,431,202	
無 形 固 定 資 産 合 計			22,622,469
(3) 投 資			
イ 出 資 金		3,175	
ロ 長 期 貸 付 金		20,000	
投 資 合 計			23,175
固 定 資 産 合 計			73,449,873
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2,530,719	
(2) 未 収 金	752,558		
貸倒引当金	△ 48,058	704,500	
(3) 貯 蔵 品		18,616	
(4) そ の 他 流 動 資 産		1,187	
流 動 資 産 合 計			3,255,022
資 産 合 計			76,704,895

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

11,985,511

企 業 債 合 計

11,985,511

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,362,021

引 当 金 合 計

1,362,021

(3) 長 期 未 払 割 賦 金

3,251,205

固 定 負 債 合 計

16,598,737

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

843,002

企 業 債 合 計

843,002

(2) ダ ム 割 賦 負 担 金

584,641

(3) 未 払 金

120,370

(4) 前 受 金

16,374

(5) 引 当 金

イ 賞与引当金

109,494

引 当 金 合 計

109,494

(6) 預 り 金

411,757

流 動 負 債 合 計

2,085,638

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

45,262,517

(2) 収 益 化 累 計 額

△ 18,362,308

26,900,209

繰 延 収 益 合 計

26,900,209

負 債 合 計

45,584,584

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	11,178,246	
資 本 金 合 計		11,178,246
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,355,953	
ロ 諸 補 助 金	83,368	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負担金その他諸収入	11,735,978	
資 本 剰 余 金 合 計		18,576,937
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 水道老朽施設更新積立金	300,000	
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,065,128	
利 益 剰 余 金 合 計		1,365,128
剰 余 金 合 計		19,942,065
資 本 合 計		31,120,311
負 債 資 本 合 計		76,704,895

平成27年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）参考書

収益の収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業 収 益				8,960,000	24,693	8,984,693	
	2. 営業外収益			1,266,369	24,693	1,291,062	
		2. 他 会 計 負 担 金		14,738	24,693	39,431	
			(1) 他 会 計 負 担 金	14,738	24,693	39,431	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業 費 用				8,211,612	△ 127,414	8,084,198	
	1. 営業費用			7,471,176	△ 127,414	7,343,762	
		1. 原 水 及 び 浄 水 費		2,274,927	△ 41,761	2,233,166	
			(1) 給 料	118,614	△ 21,839	96,775	
			(2) 手 当	67,902	△ 11,153	56,749	
			(3) 賞 与 引 当 金 繰 入 額	19,566	△ 2,795	16,771	
			(6) 法定福利費	38,066	△ 5,974	32,092	
		2. 配 水 費		455,717	△ 7,645	448,072	
			(1) 給 料	57,875	△ 791	57,084	
			(2) 手 当	41,966	△ 5,832	36,134	
			(3) 賞 与 引 当 金 繰 入 額	9,324	△ 452	8,872	
			(6) 法定福利費	18,505	△ 570	17,935	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		3.給 水 費		196,982	△ 17,521	179,461	
			(1)給 料	59,829	△ 10,621	49,208	
			(2)手 当	34,169	△ 3,648	30,521	
			(3)賞与引当金額 繰 入 額	9,697	△ 1,044	8,653	
			(6)法定福利費	19,064	△ 2,208	16,856	
		4.施設管理費		573,269	△ 20,425	552,844	
			(1)給 料	121,979	△ 11,027	110,952	
			(2)手 当	70,887	△ 6,660	64,227	
			(3)賞与引当金額 繰 入 額	18,665	△ 692	17,973	
			(6)法定福利費	37,715	△ 2,046	35,669	
		5.受託工事費		26,245	281	26,526	
			(1)給 料	8,906	211	9,117	
			(2)手 当	6,730	△ 440	6,290	
			(3)賞与引当金額 繰 入 額	1,531	91	1,622	
			(6)法定福利費	2,931	419	3,350	
		6.業 務 費		432,503	△ 51,575	380,928	
			(1)給 料	96,814	△ 22,924	73,890	
			(2)手 当	58,199	△ 17,618	40,581	
			(3)賞与引当金額 繰 入 額	13,979	△ 3,619	10,360	
			(6)法定福利費	29,239	△ 7,414	21,825	
		7.総 係 費		798,877	11,232	810,109	
			(1)給 料	156,247	△ 3,290	152,957	
			(2)手 当	111,343	12,228	123,571	
			(3)賞与引当金額 繰 入 額	24,572	2,656	27,228	
			(6)法定福利費	48,656	△ 362	48,294	

資本的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本の支出				4,136,000	21,606	4,157,606	
	1. 施設整備費			551,461	△ 389	551,072	
		1. 配水施設整備費		551,461	△ 389	551,072	
			(1) 給料	11,994	△ 361	11,633	
			(2) 手当	7,498	△ 114	7,384	
			(3) 賞与引当金繰入額	2,134	2	2,136	
			(6) 法定福利費	3,996	84	4,080	
	2. 施設費			1,398,541	2,968	1,401,509	
		1. 配水施設費		96,802	5,632	102,434	
			(1) 給料	22,673	2,521	25,194	
			(2) 手当	15,055	1,115	16,170	
			(3) 賞与引当金繰入額	3,472	674	4,146	
			(6) 法定福利費	7,213	1,322	8,535	
		2. 施設費		1,301,739	△ 2,664	1,299,075	
			(1) 給料	9,854	△ 564	9,290	
			(2) 手当	8,091	△ 1,871	6,220	
			(3) 賞与引当金繰入額	1,579	△ 137	1,442	
			(6) 法定福利費	3,168	△ 92	3,076	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
	3.配水施設 改良費			665,381	19,027	684,408	
		1.配水施設 改良費		425,121	5,431	430,552	
		(1)給料		26,259	2,018	28,277	
		(2)手当		19,803	1,701	21,504	
		(3)賞与引当金 繰入額		4,172	570	4,742	
		(6)法定福利費		8,421	1,142	9,563	
		2.受託配水管 改良費		240,260	13,596	253,856	
		(1)給料		24,942	6,164	31,106	
		(2)手当		18,766	3,466	22,232	
		(3)賞与引当金 繰入額		4,221	1,328	5,549	
		(6)法定福利費		8,102	2,638	10,740	

平成 27 年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 27 年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところ
による。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 27 年度奈良市都祁水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定
めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	491,910 千円	△1,405 千円	490,505 千円
第 1 項 営業費用	419,219 千円	△1,405 千円	417,814 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（ 1 ） 職員給与費	26,166 千円	△1,405 千円	24,761 千円

平成 28 年 2 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成 2 7 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画
2. 平成 2 7 年度 奈良市都祁水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第 1 号）
3. 平成 2 7 年度 奈良市都祁水道事業給与費明細書（第 1 号）
4. 平成 2 7 年度 奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第 1 号）
5. 平成 2 7 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 1 号）参考書

平成 2 7 年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第 1 号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業費用			491,910	△ 1,405	490,505	
	1.営業費用		419,219	△ 1,405	417,814	
		6.総 係 費	26,806	△ 1,405	25,401	

平成２７年度奈良市都祁水道事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第１号）

（平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで）

（単位：千円）

１．業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 34,307
減価償却費	287,046
引当金の増減額（△は減少）	△ 31
長期前受金戻入額	△ 143,567
支払利息	58,641
未払金の増減額（△は減少）	△ 1,861
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 2,692
前受金の増減額（△は減少）	<u>△ 60</u>
小計	163,169
利息の支払額	<u>△ 58,641</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	104,528

２．投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 10,771
負担金による収入	86,031
分担金による収入	<u>950</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	76,210

３．財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	24,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	9,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 197,862
他会計借入金の返済による支出	<u>△ 20,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 184,562

資金減少額	3,824
資金期首残高	<u>5,967</u>
資金期末残高	2,143

平成27年度奈良市都祁水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	3	11,018	9,682		20,700	4,061	24,761
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計	3	11,018	9,682		20,700	4,061	24,761
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	3	12,381	9,440		21,821	4,345	26,166
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計	3	12,381	9,440		21,821	4,345	26,166
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員		△ 1,363	242		△ 1,121	△ 284	△ 1,405
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計		△ 1,363	242		△ 1,121	△ 284	△ 1,405

(単位：千円)

区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外 勤 務	期 末 勤 勉	管理職員 特別勤務	特 例 一時金	児 童	退 職 給付費
手当の内訳													
補正後		606	606	1,256	270	710	0	1,210	3,046	15		0	
補正前		597	294	1,363	0	438	0	1,210	3,454	25		0	
比 較		9	312	△ 107	270	272	0	0	△ 408	△ 10		0	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△1,363	給与改定に伴う増減分	37	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△1,400	
手 当	242	給与改定に伴う増減分	242	期末手当 0 勤勉手当 120 その他 122
		その他の増減分	0	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平成28年1月1日現在	平均給料月額(円) 306,666
	平均給与月額(円) 412,499
	平均年齢(歳) 40.7
平成27年1月1日現在	平均給料月額(円) 343,812
	平均給与月額(円) 466,871
	平均年齢(歳) 48.1

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度(円)
平成28年1月1日	高 校 卒 149,000	同 左
	短 大 卒 160,200	
	大 学 卒 183,300	

(3) 級別職員数		(単位：人・%)		
区 分	級	一 般 職		構 成 比
		職 員 数	職 員 数	
平成 28 年 1 月 1 日現在	1			
	2	1		33.4
	3			
	4	1		33.3
	5			
	6	1		33.3
	7			
	8			
	9			
	10			
	計	3		100.0
平成 27 年 1 月 1 日現在	1			
	2	1		33.4
	3			
	4			
	5	1		33.3
	6	1		33.3
	7			
	8			
	9			
	10			
	計	3		100.0

(級別の標準的な職務内容)

区	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
分	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分				一 般 職			
補 正 後	職 員 数	(A) (人)		3			
	昇給に係る職員数	(B) (人)		3			
	号 給 数 別 内 訳	1号給		(人)			
		2号給		(人)			
		3号給		(人)			
		4号給		(人)		3	
補 正 前	比 率 (B) / (A)	(%)		1 0 0 . 0			
	職 員 数	(A) (人)		3			
	昇給に係る職員数	(B) (人)		2			
	号 給 数 別 内 訳	1号給		(人)			
		2号給		(人)			
		3号給		(人)			
		4号給		(人)		2	
	比 率 (B) / (A)	(%)		6 6 . 7			

(5) 特殊勤務手当

区 分		一 般 職
給料総額に対する比率		0.00
支給対象職員の比（平成28年1月1日現在）		66.67
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.975 〔1.00〕	2.225 〔1.20〕	4.20 〔2.20〕	有	
補正前	1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	
一般会計の制度	1.975 〔1.00〕	2.225 〔1.20〕	4.20 〔2.20〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成27年度奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成28年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		73,413
ロ 建 物	296,369	
減価償却累計額	<u>△ 43,193</u>	253,203
ハ 構 築 物	4,113,317	
減価償却累計額	<u>△ 1,013,577</u>	3,099,740
ニ 機 械 及 び 装 置	1,383,258	
減価償却累計額	<u>△ 738,604</u>	644,654
ホ 車 両 運 搬 具	41	
減価償却累計額	<u>0</u>	<u>41</u>

有形固定資産合計 4,071,051

(2) 無 形 固 定 資 産

イ ダ ム 使 用 権		480,172
ロ 水 利 権		<u>85,950</u>

無形固定資産合計 566,122

固定資産合計 4,637,173

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	2,143
(2) 未 収 金	13,596
(3) 貯 蔵 品	<u>1,140</u>

流動資産合計 16,879

資 産 合 計 4,654,052

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

2,664,317

企 業 債 合 計

2,664,317

(2) 他 会 計 借 入 金

イ その他の長期借入金

20,000

他 会 計 借 入 金 合 計

20,000

固 定 負 債 合 計

2,684,317

4. 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

24,000

(2) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

198,307

企 業 債 合 計

198,307

(3) 未 払 金

13,952

(4) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金

1,933

引 当 金 合 計

1,933

流 動 負 債 合 計

238,192

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

3,375,168

(2) 収 益 化 累 計 額

△ 1,390,173

1,984,995

繰 延 収 益 合 計

1,984,995

負 債 合 計

4,907,504

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>4,673</u>	
資 本 金 合 計		4,673
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	2,276	
ロ 諸 補 助 金	19,875	
ハ 負担金その他諸収入	<u>6,795</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		28,946
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>287,071</u>	
欠 損 金 合 計		<u>287,071</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 258,125</u>
資 本 合 計		<u>△ 253,452</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>4,654,052</u></u>

平成 2 7 年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第 1 号）参考書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業 費 用				491,910	△ 1,405	490,505	
	1.営 業 費 用			419,219	△ 1,405	417,814	
		6.総 係 費		26,806	△ 1,405	25,401	
			(1)給 料	12,381	△ 1,363	11,018	
			(2)手 当	7,696	362	8,058	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	2,059	△ 126	1,933	
			(6)法定福利費	4,030	△ 278	3,752	

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道
事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 簡易水道事業費用	172,810千円	100千円	172,910千円
第1項 営業費用	164,123千円	100千円	164,223千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1） 職員給与費	9,935千円	100千円	10,035千円

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成 27 年度 奈良市月々瀬簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画
2. 平成 27 年度 奈良市月々瀬簡易水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第 2 号）
3. 平成 27 年度 奈良市月々瀬簡易水道事業給与費明細書（第 2 号）
4. 平成 27 年度 奈良市月々瀬簡易水道事業補正予定貸借対照表（第 2 号）
5. 平成 27 年度 奈良市月々瀬簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）参考書

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.簡易水道事業費用			172,810	100	172,910	
	1.営 業 費 用		164,123	100	164,223	
		6.総 係 費	10,189	100	10,289	

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正
予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 4,138
減価償却費	119,997
引当金の増減額（△は減少）	66
長期前受金戻入額	△ 107,804
支払利息	6,393
未払金の増減額（△は減少）	△ 327
未払消費税等の増減額（△は減少）	220
前受金の増減額（△は減少）	<u>△ 10</u>
小計	14,397
利息の支払額	<u>△ 6,393</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,004

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	<u>△ 4,789</u>
負担金による収入	17,028
分担金による収入	<u>190</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,429

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 17,359</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,159
資金増加額	5,274
資金期首残高	<u>27,806</u>
資金期末残高	33,080

平成27年度奈良市月々瀬簡易水道事業給与費明細書（第2号）

1. 総括 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	4,539	3,755		8,294	1,741	10,035
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計	1	4,539	3,755		8,294	1,741	10,035
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	4,539	3,676		8,215	1,720	9,935
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計	1	4,539	3,676		8,215	1,720	9,935
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員			79		79	21	100
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計			79		79	21	100

(単位：千円)

手当の内訳													
区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外 勤 務	期 末	勉 勤	管理職員 特別勤務	特 例 一時金	児 童 退 職 給付費
補正後		0	330	497	0	126	0	655	1,297	850	0		0
補正前		0	330	497	0	126	0	655	1,296	772	0		0
比 較		0	0	0	0	0	0	0	1	78	0		0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
手 当	79	給与改定に伴う増減分	期末手当 勤勉手当 その他	
		その他の増減分		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平成28年1月1日現在	平均給料月額(円) 378,182
	平均給与月額(円) 479,642
	平均年齢(歳) 48.0
平成27年10月1日現在	平均給料月額(円) 378,182
	平均給与月額(円) 487,227
	平均年齢(歳) 47.9

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度(円)
平成28年1月1日	高 校 卒 149,000	同 左
	短 大 卒 160,200	
	大 学 卒 183,300	

(3) 級別職員数		(単位：人・%)		
区 分	級	一 般 職		構 成 比
		職 員 数	職 員 数	
平成 28 年 1 月 1 日現在	1			
	2			
	3			
	4			
	5	1		100.0
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	計	1		100.0
平成 27 年 10 月 1 日現在	1			
	2			
	3			
	4			
	5	1		100.0
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	計	1		100.0

(級別の標準的な職務内容)

区	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
分	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分				一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)	1	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	1	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)		
		2号給	(人)		
		3号給	(人)		
		4号給	(人)	1	
比 率 (B) / (A)	(%)	1 0 0 . 0			
補 正 前	職 員 数	(A)	(人)	1	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	1	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)		
		2号給	(人)		
		3号給	(人)		
		4号給	(人)	1	
比 率 (B) / (A)	(%)	1 0 0 . 0			

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.00
支給対象職員の比率（平成28年1月1日現在）	(%)	0.00
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1.975 〔1.00〕	2.225 〔1.20〕	4.20 〔2.20〕	有	
補 正 前	1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	
一般会計の制度	1.975 〔1.00〕	2.225 〔1.20〕	4.20 〔2.20〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正
 予定貸借対照表（第2号）

（平成28年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		6,304	
ロ 建 物	57,446		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 16,611</u>	40,835	
ハ 構 築 物	1,070,234		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 335,679</u>	734,555	
ニ 機 械 及 び 装 置	737,555		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 575,609</u>	<u>161,946</u>	
有形固定資産合計			943,640
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 水 利 権		<u>73,165</u>	
無形固定資産合計			<u>73,165</u>
固定資産合計			<u>1,016,805</u>
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		33,080	
(2) 未 収 金		2,812	
(3) 貯 蔵 品		918	
流動資産合計			<u>36,810</u>
資産合計			<u><u>1,053,615</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>302,808</u>		
企業債合計		<u>302,808</u>	
固定負債合計			302,808
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>18,361</u>		
企業債合計		18,361	
(2) 未払金		8,020	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>803</u>		
引当金合計		803	
(4) 預り金		<u>2,304</u>	
流動負債合計			29,488
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	1,635,076		
(2) 収益化累計額	<u>△ 884,908</u>	<u>750,168</u>	
繰延収益合計			<u>750,168</u>
負債合計			<u>1,082,464</u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>32</u>	
資 本 金 合 計		32
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 諸 補 助 金	3,359	
ロ 負担金その他諸収入	<u>930</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		4,289
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>33,170</u>	
欠 損 金 合 計		<u>33,170</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 28,881</u>
資 本 合 計		<u>△ 28,849</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>1,053,615</u></u>

平成 2 7 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第 2 号）参考書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.簡易水道 事業費用				172,810	100	172,910	
	1.営 業 費 用			164,123	100	164,223	
		6.総 係 費		10,189	100	10,289	
			(2)手 当	3,022	60	3,082	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	773	30	803	
			(6)法定福利費	1,601	10	1,611	

平成 27 年度奈良市下水道事業会計 補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 27 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 27 年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	7,666,000千円	△24,011千円	7,641,989千円
第 2 項 営業外収益	2,955,639千円	△24,011千円	2,931,628千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	8,495,000千円	△5,381千円	8,489,619千円
第 1 項 営業費用	7,470,666千円	△5,381千円	7,465,285千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 878,000 千円」を「不足する額 864,061 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 234,783 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 247,522 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 625,168 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 598,490 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 資本的支出	4,415,000千円	△13,939千円	4,401,061千円
第 1 項 建設改良費	993,435千円	△13,939千円	979,496千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	451,246千円	△19,320千円	431,926千円

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成 27 年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画
2. 平成 27 年度 奈良市下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第 1 号）
3. 平成 27 年度 奈良市下水道事業給与費明細書（第 1 号）
4. 平成 27 年度 奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第 1 号）
5. 平成 27 年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）参考書

平成 2 7 年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第 1 号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業収益			7,666,000	△ 24,011	7,641,989	
	2. 営 業 外 収 益		2,955,639	△ 24,011	2,931,628	
		1. 他会計負担金	88,738	△ 24,011	64,727	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用			8,495,000	△ 5,381	8,489,619	
	1. 営 業 費 用		7,470,666	△ 5,381	7,465,285	
		1. 管 渠 費	187,737	6,655	194,392	
		4. 普 及 指 導 費	60,823	2,271	63,094	
		6. 総 係 費	322,360	△ 14,307	308,053	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資 本 的 支 出			4,415,000	△ 13,939	4,401,061	
	1. 建 設 改 良 費		993,435	△ 13,939	979,496	
		1. 管 渠 建 設 費	410,114	△ 13,532	396,582	
		2. 管 渠 改 良 費	94,522	△ 429	94,093	
		3. 処理場建設改良費	278,589	22	278,611	

平成27年度奈良市下水道事業補正予定 キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 829,581
減価償却費	4,091,515
引当金の増減額（△は減少）	32,202
長期前受金戻入額	△ 2,443,967
支払利息	842,501
固定資産除却損	8,958
未収金の増減額（△は増加）	4,242
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 114,740
前受金の増減額（△は減少）	△ 5
預り金の増減額（△は減少）	△ 4
その他流動資産の増減額（△は増加）	<u>△ 10</u>
小計	1,591,111
利息の支払額	<u>△ 842,501</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	748,610

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 711,651
無形固定資産の取得による支出	△ 194,639
国庫補助金等による収入	293,876
受益者負担金等による収入	70,178
一般会計からの繰入金による収入	<u>1,388,505</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	846,269

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金による収入	2,300,000
一時借入金の返済による支出	△ 2,300,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,767,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,418,950
リース債務の返済による支出	<u>△ 1,859</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,653,709
資金減少額	58,830
資金期首残高	<u>59,831</u>
資金期末残高	1,001

平成27年度奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)			給 与 費				法定福利費	合 計
		特別職	一般職	技能労務職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員		25 [3]	2	113,025	189,468		302,490	40,838	343,328
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		10		40,518	32,773		73,291	15,307	88,598
	合 計		35 [3]	2	153,543	222,238		375,781	56,145	431,926
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員		23 [4]	2	115,229	194,099		309,328	39,381	348,709
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		12		48,053	37,621		85,674	16,863	102,537
	合 計		35 [4]	2	163,282	231,720		395,002	56,244	451,246
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員		2 [△1]		△ 2,204	△ 4,634		△ 6,838	1,457	△ 5,381
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		△ 2		△ 7,535	△ 4,848		△ 12,383	△ 1,556	△ 13,939
	合 計		[△ 1]		△ 9,739	△ 9,482		△ 19,221	△ 99	△ 19,320

[] 内は再任用職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳	区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例 一時金	児童	退職 給付費
	補正後		7,764	6,936	17,287	1,730	4,443	150	10,000	42,001	26,907	141		4,055	100,824
	補正前		7,486	7,248	18,136	3,577	5,238	100	10,000	44,719	26,566	250		4,445	103,955
	比較		278	△312	△849	△1,847	△795	50	0	△2,718	341	△109		△390	△3,131

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△9,739	給与改定に伴う増減分	270	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△10,009	
手 当	△9,482	給与改定に伴う増減分	1,839	期末手当 73 勤勉手当 1,666 その他 100
		その他の増減分	△11,321	退職給付費 △3,131 その他 △8,190

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 職	技 能 労 務 職
平成28年1月1日現在	平均給料月額 (円)	329,683	353,976
	平均給与月額 (円)	430,437	551,584
	平 均 年 齢 (歳)	43.8	47.4
平成27年1月1日現在	平均給料月額 (円)	332,345	352,800
	平均給与月額 (円)	422,597	610,765
	平 均 年 齢 (歳)	44.2	46.3

(2) 初 任 給

区 分		一 般 職 (円)	技能労務職 (円)	一般会計の制度	
				一般行政職 (円)	技能労務職 (円)
平成28年1月1日	高 校 卒	149,000		同 左	
	短 大 卒	160,200		同 左	
	大 学 卒	183,300		同 左	

(3) 級別職員数 [] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位: 人・%)

区 分	級	一 般 職			技 能 数			勞 務 職	
		職 員 数	構 成 比	職 員 数	職 員 数	構 成 比	構 成 比	構 成 比	構 成 比
平成 28 年 1 月 1 日現在	1	2	5.7						
	2	5	14.3						
	3	4 [3]	11.4 [100.0]						
	4	5	14.3	1				50.0	
	5	9	25.7	1				50.0	
	6	5	14.3						
	7	1	2.9						
	8	3	8.5						
	9	1	2.9						
	1 0								
平成 27 年 1 月 1 日現在	計	35 [3]	100.0 [100.0]	2				100.0	
	1	4	10.2						
	2	6	15.4						
	3	[2]	[100.0]						
	4	9	23.1	1				50.0	
	5	10	25.6	1				50.0	
	6	6	15.4						
	7								
	8	3	7.7						
	9	1	2.6						
	1 0								
	計	39 [2]	100.0 [100.0]	2				100.0	

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		区 分				合 計	一 般 職	技能労務職
補 正 後	職 員 数	(A) (人)				37	35	2
	昇給に係る職員数	(B) (人)				29	27	2
	号 給 数 別 内 訳	1号給						
		2号給						
		3号給				1	1	
		4号給				28	26	2
補 正 前	比 率 (B) / (A)	(%)				78.4	77.1	100.0
	職 員 数	(A) (人)				37	35	2
	昇給に係る職員数	(B) (人)				30	28	2
	号 給 数 別 内 訳	1号給						
		2号給						
		3号給						
		4号給				30	28	2
	比 率 (B) / (A)	(%)				81.1	80.0	100.0

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率（平成28年1月1日現在） (%)	5.41
代表的な特殊勤務手当の名称	現場処理作業手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.975 〔1.00〕	2.225 〔1.20〕	4.20 〔2.20〕	有	
補正前	1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	
一般会計の制度	1.975 〔1.00〕	2.225 〔1.20〕	4.20 〔2.20〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成27年度奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成28年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,618,410	
ロ 建 物	612,055		
減価償却累計額	<u>△ 59,558</u>	552,497	
ハ 構 築 物	109,857,186		
減価償却累計額	<u>△ 6,941,646</u>	102,915,540	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,973,922		
減価償却累計額	<u>△ 686,406</u>	2,287,516	
ホ 車 両 運 搬 具	1,720		
減価償却累計額	<u>△ 935</u>	785	
ヘ 器 具 備 品	1,034		
減価償却累計額	<u>△ 680</u>	354	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>899,598</u>	
有形固定資産合計			108,274,700
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		4,768,703	
ロ リ ー ス 資 産		<u>5,200</u>	
無形固定資産合計			<u>4,773,903</u>
固定資産合計			<u>113,048,603</u>
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,001	
(2) 未 収 金	871,631		
貸倒引当金	<u>△ 46,975</u>	824,656	
(3) そ の 他 流 動 資 産		<u>10</u>	
流動資産合計			<u>825,667</u>
資 産 合 計			<u><u>113,874,270</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

43,368,133

企業債合計

43,368,133

(2) リース債務

3,561

(3) 引当金

イ 退職給付引当金

25,416

引当金合計

25,416

固定負債合計

43,397,110

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,427,195

企業債合計

3,427,195

(2) リース債務

1,858

(3) 未払金

577,753

(4) 引当金

イ 賞与引当金

25,020

引当金合計

25,020

流動負債合計

4,031,826

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

71,139,710

(2) 収益化累計額

△ 4,787,524

66,352,186

繰延収益合計

66,352,186

負債合計

113,781,122

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>365,118</u>	
資 本 金 合 計		365,118
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 諸 補 助 金	687,037	
ロ その他資本剰余金	<u>661,018</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		1,348,055
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,620,025</u>	
欠 損 金 合 計		<u>1,620,025</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 271,970</u>
資 本 合 計		<u>93,148</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>113,874,270</u></u>

平成 2 7 年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第 1 号）参考書

収益の収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.下 水 道 事業収益				7,666,000	△ 24,011	7,641,989	
	2.営業外収益			2,955,639	△ 24,011	2,931,628	
		1.他 会 計 負 担 金		88,738	△ 24,011	64,727	
		(1)他 会 計 負 担 金		88,738	△ 24,011	64,727	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.下水道事業費用				8,495,000	△ 5,381	8,489,619	
	1.営業費用			7,470,666	△ 5,381	7,465,285	
		1.管渠費		187,737	6,655	194,392	
			(1)給料	28,227	1,589	29,816	
			(2)手当	17,198	3,150	20,348	
			(3)賞与引当金繰入額	4,714	573	5,287	
			(6)法定福利費	9,135	1,343	10,478	
		4.普及指導費		60,823	2,271	63,094	
			(1)給料	23,840	822	24,662	
			(2)手当	13,179	865	14,044	
			(3)賞与引当金繰入額	3,170	△ 433	2,737	
			(6)法定福利費	6,822	1,017	7,839	
		6.総係費		322,360	△ 14,307	308,053	
			(1)給料	63,162	△ 4,615	58,547	
			(2)手当	44,009	△ 5,034	38,975	
			(3)賞与引当金繰入額	10,698	△ 536	10,162	
			(6)法定福利費	20,600	△ 991	19,609	
			(8)退職給付費	103,955	△ 3,131	100,824	

資本的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出				4,415,000	△ 13,939	4,401,061	
	1. 建設改良費			993,435	△ 13,939	979,496	
		1. 管渠建設費		410,114	△ 13,532	396,582	
			(1) 給料	31,225	△ 6,640	24,585	
			(2) 手当	19,595	△ 4,079	15,516	
			(3) 賞与引当金額 繰入額	5,193	△ 1,134	4,059	
			(6) 法定福利費	10,110	△ 1,679	8,431	
		2. 管渠改良費		94,522	△ 429	94,093	
			(1) 給料	8,683	△ 146	8,537	
			(2) 手当	5,797	△ 429	5,368	
			(3) 賞与引当金額 繰入額	1,548	△ 42	1,506	
			(6) 法定福利費	2,855	188	3,043	
		3. 処理場 建設改良費		278,589	22	278,611	
			(1) 給料	8,145	△ 749	7,396	
			(2) 手当	5,379	774	6,153	
			(3) 賞与引当金額 繰入額	1,348	△ 79	1,269	
			(6) 法定福利費	2,659	76	2,735	

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の 額並びにその支給に関する条例等の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成 28 年 2 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する
条例等の一部を改正する条例

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条
例の一部改正)

第 1 条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関す
る条例（平成 20 年奈良市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関す
る条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の
167.5」を「100 分の 165」に改める。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」
に改める。

(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 29 号）第 6 条

(2) 教育長の給与に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 8 号）第 5 条

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例（平成 27 年奈良市条例第 5 号）附則第 5 項の規定により
なおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による改正前の教育長の給

- 与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 4 5 年奈良市条例第 8 号）第 5 条
- (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成 4 年奈良市条例第 2 号）第 6 条
- (5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和 4 1 年奈良市条例第 2 9 号）第 5 条

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「1 0 0 分の 1 4 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 5 0」に、
「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第 6 条
- (2) 教育長の給与に関する条例第 5 条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 5 条
- (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第 6 条
- (5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第 5 条

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定（以下「改正後の議員条例の規定」という。）及び第 3 条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定（以下これらを「改正後の特別職条例等の規定」という。）は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の議員条例の規定又は改正後の特別職条例等の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定又は第 3 条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定又は改正後の特別職条例等の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

議会の議員の期末手当の支給割合の改定並びに市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手当の支給割合の改定を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改める。

附則第21項中「100分の1.125」を「、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275」に、「100分の75」を「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	

25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		

再任 用職 員以 外の 職員	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900			
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400			
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800			
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200			
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600			
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000			
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400			
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800			
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100			
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400			
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800			
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100			
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400			
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700			
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900				
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200				
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500				
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800				
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100				
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400				
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700				
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900				
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200				

71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100	
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400	
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600	
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800	
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100	
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400	
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600	
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800	

94	293, 600	341, 400								
95	294, 000	341, 900								
96	294, 400	342, 300								
97	294, 600	342, 400								
98	294, 900	342, 900								
99	295, 300	343, 300								
100	295, 700	343, 600								
101	295, 900	343, 900								
102	296, 200	344, 300								
103	296, 600	344, 700								
104	296, 900	345, 100								
105	297, 100	345, 600								
106	297, 400	346, 000								
107	297, 800	346, 400								
108	298, 100	346, 800								
109	298, 300	347, 300								
110	298, 700	347, 700								
111	299, 100	348, 000								
112	299, 400	348, 300								
113	299, 500	348, 800								
114	299, 800									
115	300, 100									
116	300, 500									

	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第21項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給 料 月 額
1	円 371,000

2	4 1 9, 0 0 0
3	4 7 1, 0 0 0
4	5 3 2, 0 0 0
5	6 0 7, 0 0 0
6	7 0 9, 0 0 0

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第68号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規

定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成２６年改正条例附則第７項から第９項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成２６年改正条例附則第７項から第９項までの規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成２６年改正条例附則第７項から第９項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

４ 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員、再任用職員及び特定任期付職員の給与の改定を行おうとするものである。

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 28 年 2 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条第 2 項第 1 号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 70 条第 1 項第 1 号中「及び個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第 135 条の 3 第 2 項第 1 号、第 155 条第 1 項及び第 157 条第 2 項中「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 135 条の 3 第 2 項第 1 号、第 155 条第 1 項及び第 157 条第 2 項の改正規定（第 155 条第 1 項に係る部分に限る。）は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市税の減免申請書等について、個人番号の記載を不要とすることに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり 条例の一部改正について

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部を改正する条例

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条―第9条）」を
「第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条―第9条）」
に改める。

第3章の2 地域自治協議会（第9条の2）」

前文中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第1条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

第2条第2号中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加え、同条に次の1号を加える。

- (8) 地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に地域のまちづくりを行う組織をいう。

第3条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第2号及び第3号並びに第5条から第7条までの規定中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第9条第1項中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改め、同条第2項中「及び事業者」を「、事業者及び地域自治協議会」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域自治協議会

(地域自治協議会)

第9条の2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体は、主体的かつ一体的に地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。

2 地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。

3 地域自治協議会の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第1項中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改め、同条第2項中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第11条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に、「すべて」を「全て」に改め、同条各号中「及び事業者」を「、事業者及び地域自治協議会」に改める。

第14条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

多様な主体が一体的に地域のまちづくりを行うために設置する地域自治協議会に係る規定を追加しようとするものである。

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例の廃止について

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例を次のように廃止しようとする。

平成 28 年 2 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例を廃止する条例

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例（平成 17 年奈良市条例第 50 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

施設の老朽化等のため、はなはなビレッジを廃止しようとするものである。

奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成 2 2 年奈良市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

三条通地区地区整備 計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画三条通 地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

三条通地区地区 整備計画区域	1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表 1 の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表 1 の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち、市道三条線（以下「三条通」という。）に面する面について、見付面積の 2 0 分の 1 未満の面積までこの表の付表 1 の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。 3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。 4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。
-------------------	--

5	建築物にベランダ等を設ける場合は、景観に配慮すること。
6	建築物のクーラー室外機等の屋外設備は、三条通側に設けないこと。ただし、目隠し等で取り囲む場合は、この限りでない。
7	フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。
8	鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。
9	広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。

別表第2の付表1の建築物の屋根の表に次のように加える。

三条通地区地区整備計画区域	0.0R～9.9R	4未満	2
	0.0YR～4.9YR	4未満	4
	5.0YR～9.9YR	4未満	6
	0.0Y～4.9Y	4未満	6
	5.0Y～9.9Y	4未満	4
	その他の色相	4未満	2
	無彩色	4未満	—

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に次のように加える。

三条通地区地区整備計画区域	全ての建築物	0.0R～4.9R	8未満	2
			8以上	1
		5.0R～9.9R	7未満	4
			7以上8未満	3
			8以上	1
		0.0YR～9.9YR	5未満	6
			5以上6未満	4
			6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1
		0.0Y～4.9Y	7未満	6
			7以上8未満	4
			8以上9未満	3

			9 以上	2
		5.0Y～9.9Y	5 未満	6
			5 以上 8 未満	4
			8 以上 9 未満	2
			9 以上	1
			8 未満	2
		その他の色相	8 以上 9 未満	1
			無彩色	9 以下

別表第 2 の付表 2 に次のように加える。

三条通地区地区整備計画区域	全広告物に関する事項	意匠形態	1 3 階以上に掲出するものは、文字や抽象化したイラストのみとし、写真や細かなイラストは、表示できない。 2 区域のにぎわいの創出のための広告物については、トータルデザインを図り、掲出期間を限定する。
		位置	敷地境界線を越えて掲出できない。
		照明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。 4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。
		色彩	1 黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、8.0 以下とする。 2 地色については、ベージュ、グレーその他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。また、地色で使用する黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、6.0 以下とする。
	屋上広告物		1 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等（テナントの場合を含む。）に表示するものとする。 2 面積は、設置壁面の 10 分の 1 以下かつ合計 30 平方メートル以下とし、高さは、建築物の 4 分の 1 以下かつ 3 メートル以下とすること。

突出し広告物	1 突き出し長さは、0.8メートル以下とすること。 2 総表示面積は、2平方メートル以下とすること。 3 建築物の2階部分又は平屋建ての場合は、地上からの高さが2.5メートル以上の部分に設置すること。 4 地上から掲出物件の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること。
壁面広告物	1 面積は、壁面の3分の1以下かつ1階部分は壁面の10分の4以下、2階部分は壁面の10分の3以下、3階以上は壁面の10分の1以下とすること。 2 3階以上に設置するものについては、切り文字形式とする。 3 建物の東側及び西側の3階以上の壁面には、管理用の広告物以外は、設置できない。 4 壁面に直接塗装するものは、設置できない。 5 2階以上の窓のガラス面へは、設置できない。
塀垣広告物	街並みの連続性を考慮し、塀垣デザインと一体化を図ること。
広告塔 広告板	1 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等（テナントの場合を含む。）に表示するものとすること。 2 1敷地につき1基までとし、掲出物件は地上から2.5メートル以上6メートル以下に設置すること。ただし、移動式の広告物を除く。 3 総表示面積は、2平方メートル以下とし、1面の表示面積は、1平方メートル以下とすること。 4 支柱、枠等の色彩は、濃茶又は周辺環境と調和する色彩とすること。
アーチ広告物 気球広告物 広告幕 のぼり旗 はり札 立看板	イベント時のみの団体名での設置とし、イベント終了後は、速やかに撤去する。

	はり紙 電柱広告物	設置できない。
--	--------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築物等の形態意匠の制限を適用する区域に三条通地区地区整備計画区域を追加しようとするものである。

奈良市地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年奈良市条例第 1
9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 三条通地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

三条通地区地区整備計画区域	(1) 主として独立した 2 以上の居室を有しない住戸（住戸専用品面積が 3 0 平方メートル未満のものに限る。）で構成された共同住宅 (2) 建築物の 1 階及び避難階のうち共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分（市道三条線（以下この項において「三条通」という。）に面する部分に限る。）を当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線を含む鉛直面（以下この項において「垂直面」という。）に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の 1 階及び避難階（三条通に面する部分に限る。）を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの 2 分の 1 以上であるもの。ただし、当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線の長さが 1 0 メートル未満の建築物については、当該共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分（以下「共同住宅等部分」という。）のうち自動車車庫の出入口、居住の用に供する玄関、階段等用途上やむを得ない部分を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計については、当該共同住宅等部分を垂直面
---------------	---

	に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計には算入しない。 (3) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（次に掲げるものを除く。） ア 建築物の維持管理上必要なもの イ 圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（次に定めるものに限る。） (ア) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第7条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの (イ) 高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準（同項第2号の2に掲げる基準にあっては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。）に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地区計画の変更に伴い、三条通地区地区整備計画区域における建築物の用途制限の内容を改めようとするものである。

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する 条例の一部改正について

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 28 年 2 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 58 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市南消防署の項中「青野町」の次に「、青野町一丁目、青野町二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

青野町一丁目及び青野町二丁目の新設に伴い、南消防署の管轄区域の規定を改めようとするものである。

奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権 に係る実施方針に関する条例の制定について

奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように制定しようとする。

平成 28 年 2 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき、別表に掲げる区域の水道施設、下水道施設及び農業集落排水処理施設（以下「小規模上下水道施設」という。）の公共施設等運営権（法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第 5 条第 1 項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定)

第 2 条 法第 2 条第 3 項に規定する公共施設等の管理者等である市長は、法第 16 条及び第 19 条の規定により、選定事業者（法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に小規模上下水道施設の運営等（同条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

(権限の委任)

第 3 条 市長は、小規模上下水道施設に係る権限で、法の定めるところにより市長に属するものとされるもののうち、次に掲げるものを除き、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定に基づき、奈良市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に委任する。

(1) 法第 16 条及び第 19 条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定するこ

と。

(2) 法第 18 条第 1 項の条例に係る議案を提出すること。

(3) 法第 26 条第 2 項の規定により公共施設等運営権の移転に際し許可をすること。

(4) 法第 29 条第 1 項の規定により公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。

(民間事業者の選定の手続)

第 4 条 第 2 条の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他必要な書類を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を選定事業者として選定する。

(1) 提出した事業計画書が当該小規模上下水道施設の運営等に係る業務を適正かつ確実に実施するために適切なものであること。

(2) 小規模上下水道施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

3 管理者は、前項の規定により選定事業者を選定しようとするときは、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）第 2 条の規定により設置された奈良市企業局プロポーザル審査委員会の意見を聴かなければならない。

(運営等の基準)

第 5 条 第 2 条の規定により公共施設等運営権が設定された選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、小規模上下水道施設を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的に運営しなければならない。

2 小規模上下水道施設の運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が管理者と協議して定める。

(業務の範囲)

第 6 条 公共施設等運営権者は、小規模上下水道施設の運営等に関する業務を行う。

2 管理者は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う具体的な業務内容を定めることができる。

(利用料金)

第 7 条 小規模上下水道施設の利用料金（法第 2 条第 6 項に規定する利用料金をいう。以

下同じ。)は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定める。この場合において、当該利用料金の額は、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）に係る料金（特別料金を含む。）又は奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）若しくは奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）に定める使用料の額を超えない範囲内において定めるものとする。

2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

川上町の一部、白毫寺町の一部、鉢伏町、米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、高樋町の一部、虚空蔵町の一部、横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、柚ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、杳掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町の一部、広岡町、月ヶ瀬石打の一部、月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部、都祁南之庄町の一部、都祁甲岡町、来迎寺町の一部、都祁友田町の一部、藺生町の一部、都祁小山戸町の一部、都祁相河町の一部、都祁吐山町の一部、都祁こぶしが丘、都祁白石町の一部、針町の一部、針ヶ別所町の一部、小倉町の一部、上深川町の一部、下深川町の一部、荻町の一部、都祁馬場町の一部、天理市山田町902番地

（提案理由）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第18条の規定に基

づき、東部、月ヶ瀬及び都祁地域の小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定める条例を制定しようとするものである。

委託契約の締結について

近鉄奈良線菖蒲池駅構外エレベーター設置事業に係る工事委託について、次のとおり委託契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、委託契約金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 近鉄奈良線菖蒲池駅構外エレベーター設置事業に係る工事委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 249,900,000円
- 4 契約の相手方 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
近畿日本鉄道株式会社
取締役社長 和田林 道宜

近鉄奈良線菖蒲池駅構外エレベーター設置事業に係る工事委託の概要

1. 契約の履行場所 奈良市あやめ池南二丁目地内

2. 委 託 内 容 仮設工 一式
 撤去工 一式
 エレベーター工 一式

3. 工 期 契約の日から平成29年3月31日まで

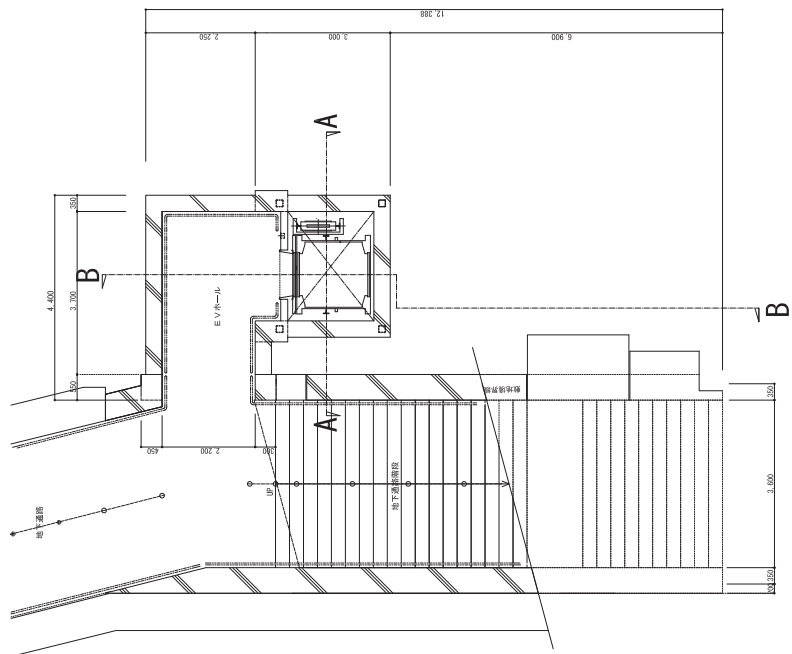


位置図



[illegible]

地下階平面図

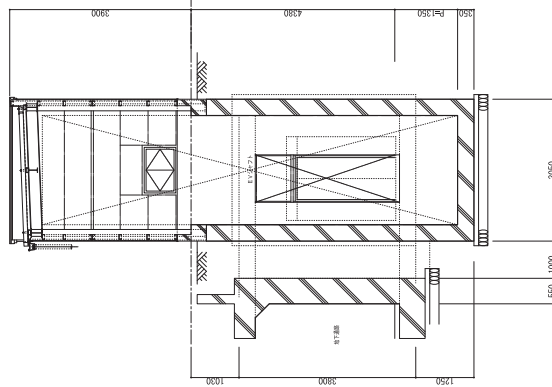


布施方

近鉄奈良方

断面图

A-A断面图



B-B断面图

